

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされました。

京丹後市の令和元年度（平成31年度）一般会計予算計上額における、地方消費税増収分の用途は下記のとおりです。

○令和元年度（平成31年度）予算計上額

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	399百万円
（歳出）	社会保障施策に要する経費	7,302百万円

○地方消費税増収分の用途

（単位：百万円）

区分	事業等名称	事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・府	市 債	その他	一般財源	うち消費税増収分
社会福祉	障害福祉サービス事業	1,552	1,159	0	0	393	-
	地域生活支援事業	157	49	0	3	105	-
	老人保護措置事業	154	0	0	30	124	-
	生活保護給付費	689	517	0	0	172	-
	児童手当給付費	734	621	0	0	113	-
	児童扶養手当給付費	280	94	0	0	186	-
	保育業務委託事業 （私立、公設民営）	549	184	0	100	265	-
	保育所運営管理・一般事業 （公立）	252	10	6	50	186	-
	認定こども園運営管理事業	686	93	34	156	403	-
（小 計）	5,053	2,727	40	339	1,947	196	
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	350	201	0	0	149	-
	介護保険事業特別会計繰出金	763	8	0	0	755	-
	（小 計）	1,113	209	0	0	904	90
保健衛生	病院事業会計繰出金	998	0	0	0	998	-
	予防接種事業	138	2	0	8	128	-
	（小 計）	1,136	2	0	8	1,126	113
合 計		7,302	2,938	40	347	3,977	399